

議会改革検討委員会

第4回報告書

【報告事項】

常任委員会における重点調査項目の選定

平成28年12月13日

川崎市議会議会改革検討委員会

1 検討結果

当検討委員会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、検討委員会としての結論に至った。

- ・ 各常任委員会の判断を尊重し、必要に応じて重点調査項目を選定し、これを踏まえて所管事務の調査等を行うことができることとすることを確認した。

2 議論の概要

- (1) 本市の現状及び常任委員会における重点調査項目の選定の必要性
 - ・ 常任委員会は、議会の予備審査機関として、議会から付託された議案、請願・陳情を審査し、議会としての最終的な意思決定に資することを主な任務としており、受動的に案件の審査を行うという側面を持っている。
 - ・ 一方で、本市の常任委員会は、閉会中に所管事務の調査として、市当局から計画・指針の策定や事業の実施等についての報告を受け、また年間を通して請願・陳情に係る現地視察や審査を行うなど、他都市と比較すると積極的に活動を行っている。
 - ・ しかしながら、所管事務の調査については、市当局からの報告を受けられる機会が多いものの、委員会自らが主体的・能動的な活動を行うことは少ないという状況である。
 - ・ このため、議会の主体的な調査・審査を促進する方法の一つとして、重点調査項目を選定し、その項目に関して議員間討議を積極的に行うとともに、必要に応じて所管事務の調査（報告）として市当局に報告を求めなど、常任委員会が主体的に活動できる手法について、検討委員会において検討することとした。
- (2) 常任委員会における重点調査項目の選定の具体的な議論
 - ・ 他の政令指定都市においてはさいたま市、京都市及び北九州市の3市で導入事例がある。
 - ・ さいたま市では、通常6月定例会で調査研究テーマを決定し、年間を通して調査を実施しており、市内視察、県外視察、参考人招致等を実施している。また、本会議において、調査研究の結果を委員長から年度末の定例会で報告している。
 - ・ 京都市では、各常任委員会において、必要があれば年間テーマ等を設定し、これを踏まえて委員会視察等を実施している。なお、年間活動計画の作成や結果報告、本会議における報告等は行っていない。
 - ・ 北九州市では、例年、すべての常任委員会において調査項目を設定し、調査を実施している。年度途中で調査が終了した場合には、新規の調査項目を追加するなど、常に何らかの項目について調査を行っている。な

お、調査を終了した案件については、議長に報告書を提出している。

- ・ 重点調査項目の選定を各常任委員会に対し制度化した場合、例えばまちづくり委員会のように、請願・陳情の受理件数も非常に多く、現地視察を含め委員会審査に多大な日数を費やしている委員会においては、現状の委員会活動に支障を来す恐れがある。
- ・ さいたま市や北九州市における実施事例のように、重点調査項目の選定を制度化する形式ではなく、京都市のように委員会の裁量に委ねるほうが、本市にはなじみやすいのではないかと。
- ・ このため、重点調査項目の選定の実施については、全委員会に選定を制度化するのではなく、各委員会の主体性を尊重することとし、実施するか否かは各委員会が判断することとすべきと思われる。
- ・ なお、重点調査項目の選定をする場合は、年度途中に示される市の重要な施策にかかわる案件や、主体的な調査・研究活動が必要な社会問題等が発生した際に、速やかにその案件について柔軟に対応できるよう、年度の途中においても、各常任委員会の判断において、必要に応じて重点調査項目を選定することができるようにすべきである。
- ・ 上記を踏まえ、検討委員会では、常任委員会における重点調査項目の選定については、各常任委員会の判断を尊重し、必要に応じて重点調査項目を選定し、これを踏まえて所管事務の調査等を行うことができることとすることを確認した。

資 料 編

○ 常任委員会における重点調査項目の選定状況―― 4

常任委員会における重点調査項目の選定状況

○実施都市（3市）

さいたま市、京都市、北九州市

○実施内容

さい たま 市	<p>平成19年度より、通常6月定例会で調査研究テーマを決定し、年間を通して調査を実施している。所管事務調査の範囲において各委員会がテーマを設定している。</p> <p>委員会により活動内容は異なるが、市内視察、県外行政視察、参考人招致等を実施している。</p> <p>報告書の作成の有無は、委員会によって異なる。</p> <p>また、本会議において、調査研究の結果についての委員長報告を行うのが通例となっている。</p>
京 都 市	<p>市会改革推進委員会にて、平成23年度に「委員会から執行機関への政策提案」について検討した結果、常任委員会において研究すべきテーマの有無を議論し、検討が必要なテーマがあれば積極的に取り組んでいくこと、今後必要があればルール化についても検討することが確認された。</p> <p>それ以降、各常任委員会において、必要があれば年間テーマ等を設定し、これを踏まえて委員会視察や各委員による質問などが行われている。</p> <p>なお、年間活動計画の作成や結果報告等の取りまとめ、本会議における報告等は行っていない。</p>
北 九 州 市	<p>例年、すべての常任委員会において調査項目を設定し、調査を実施している。</p> <p>調査期間は特に定めはなく、年度途中で調査が終了することもある。その場合は新規の調査項目を適宜追加するなどしており、常に何らかの調査項目について調査を行っている状況である。</p> <p>なお、調査を終了した事件については、議長に報告書を提出している。</p>